



平成 18 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 ジョイス
代表者名 代表取締役社長 小苺米 淳一
(J A S D A Q ・ コード 8080)
問合せ先
役職・氏名 取締役財務部長 高橋 章
電話 019 - 623 - 6100

株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、株主優待制度の贈呈基準に関し、下記のとおり変更することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更理由

弊社は、平成 18 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株を 2 株に分割する株式分割を行っております。株式分割に伴い、優待金額の調整を図るため株式分割の割合に応じ、株主優待制度の贈呈基準を見直したものであります。

1. 株主優待制度の変更内容（下線は変更部分を示します。）

毎年 3 月 31 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主様対し、株主優待券を年 1 回、以下の基準により贈呈いたします。

【変更前】

(1) 贈呈基準

所有株式数 500 株 (5 单元) 以上保有の株主に対し、2,000 円分の株主優待券 (1,000 円券、2 枚) を贈呈する。

遠隔地 (岩手県・秋田県以外) 等の理由で、株主優待券をご利用できない株主へは、2,000 円相当の商品を贈呈する。

所有株式数 1,000 株 (10 单元) 以上保有の株主に対し、4,000 円分の株主優待券 (1,000 円券、4 枚) を贈呈する。

遠隔地 (岩手県・秋田県以外) 等の理由で、株主優待券を利用できない株主へは、4,000 円相当の商品を贈呈する。

(2) 利用方法 株主優待券の使用に制限はなく、商品代金の支払として現金との併用又は優待券のみの利用ができる。

(3) 有効期限 7 月 1 日 ~ 12 月 31 日まで有効

(4) 利用店舗 当社の経営する全店舗

【変更後】

(1) 贈呈基準

所有株式数 1,000 株 (10 单元) 以上保有の株主に対し、2,000 円分の株主優待券 (1,000 円券、2 枚) を贈呈する。

遠隔地 (岩手県・秋田県以外) 等の理由で、株主優待券をご利用できない株主へは、2,000 円相当の商品を贈呈する。

所有株式数 2,000 株 (20 单元) 以上保有の株主に対し、4,000 円分の株主優待券 (1,000 円券、4 枚) を贈呈する。

遠隔地 (岩手県・秋田県以外) 等の理由で、株主優待券を利用できない株主へは、4,000 円相当の商品を贈呈する。

(2) 利用方法 現行どおり

(3) 有効期限 現行どおり

(4) 利用店舗 現行どおり

2. 実施開始時期

平成 19 年 3 月 31 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主様より実施いたします。

以 上